第九十一期決算公告

平成二十八年九月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

流動資産	二、九九七、九四一、三〇四
固定資産	六、六一三、七〇九、八九〇
資産合計	九、六一一、六五一、一九四

負債及び純資産の部

流動負債	五五二、八七九、七六三
固定負債	二、一九五、六二八、〇九九
株主資本	六、八六三、一四三、三三二
資本金	五二、八〇〇、〇〇〇
資本剰余金	二五、五八一、三三二
利益剰余金	六、七八四、七六二、〇〇〇
（うち当期純利益）	（二〇七、二一一、九四七）
負債・純資産合計	九、六一一、六五一、一九四

平成二十九年一月四日

東京都港区南麻布四丁目一番一二号

磯野不動産株式会社

取締役社長　磯野　計一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市小川町上小川字湯ノ沢一三番地八、最後の住所福島県いわき市小川町上小川字湯ノ沢一三番地の八

被相続人　亡　菊池　司

右被相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日

事務所福島県いわき市平字南町二一番地二　ネモト三―ＳＵＮビル四階つばさ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鍛冶　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県館林市大街道一丁目五五三番地、最後の住所群馬県館林市田谷町一一八七番地の一クローバー荘　被相続人　亡　中村　あき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日

群馬県太田市新井町五一六番地四グランビル太田二〇一いちろう法律事務所　相続財産管理人　弁護士　青木　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市花見川区千種町三七〇番地の一〇、最後の住所千葉市花見川区千種町三七〇番地の一〇　被相続人　亡　馬場　信一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号　袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西川　雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区西神田三丁目二五番地一、最後の住所東京都練馬区中村三丁目一八番一九号ゼフィルス四〇一　被相続人　亡　根本　愼一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日

東京都港区西新橋一―二一―八弁護士ビル三〇六ＳＰＥＳ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区蔵前四丁目二七番地四、最後の住所東京都目黒区三田一丁目一番一一―二〇五号アリア恵比寿　被相続人　亡　武林美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日

東京都渋谷区神南一―二二―八渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区高砂五丁目一六番、最後の住所東京都葛飾区高砂五丁目一六番三号鈴木方　被相続人　亡　佐藤　拓也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日

東京都豊島区西池袋五丁目一番六号第二矢島ビル五階宮本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宮本　正行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋馬喰町二丁目一一番地三、最後の住所東京都板橋区小豆沢三丁目七番一号　被相続人　亡　木村　豊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日

東京都中央区銀座三―八―五銀商ビル四階　緑川由香法律事務所　相続財産管理人　弁護士　緑川　由香（登録姓　大井川）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区高田馬場三丁目二七六番地、最後の住所東京都新宿区高田馬場三丁目八番六号　被相続人　亡　牧田　雅義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日

事務所東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号虎ノ門４０ＭＴビル九階服部・竹原法律事務所　相続財産管理人弁護士　竹原虎之助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区東大井三丁目一八番、最後の住所東京都品川区東大井三丁目二六番一四号グレイス東大井一〇二　被相続人　亡　花田　郁夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日

東京都品川区上大崎一丁目一九番三二号ハイツ目黒二〇六池田山総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　長尾　愛女

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区猿江一丁目七番地、最後の住所東京都墨田区横川五丁目五番一号　被相続人　亡　薄雲喜久野

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日

事務所東京都千代田区丸の内二―四―一丸の内ビルディング一一一区丸ビル綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　関谷　文隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区竜泉三丁目一八番、最後の住所東京都台東区竜泉三丁目一八番九―三〇四号三ノ輪シティハウス　被相続人　亡　伊藤　秀仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

資格喪失及び信認金の返還のお知らせ

平成二十八年十二月三十日午前零時をもって、本取引所の取引参加者ドイツ証券株式会社は、保有する株価指数証拠金取引資格及び同清算資格を喪失しました。

信認金は、平成二十九年七月五日以降に返還いたします。

平成二十九年一月四日

株式会社東京金融取引所